

# みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

SER no.010; 序文

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-04-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10502/00009082">http://hdl.handle.net/10502/00009082</a>

# 序 文

石森秀三・林 勲男

ジョージ・ブラウン・コレクションは、南太平洋の島々に暮らす人々が西洋人と接触した後、比較的早い時期に収集された民族文化資料であり、南太平洋の貴重な文化遺産として世界的に高く評価されているものである。

このコレクションを収集したジョージ・ブラウン（1835-1917）は、英国出身の宣教師で、南太平洋の島々でのキリスト教伝道活動に従事した。半世紀におよぶ布教活動の一方で、動植物や民族資料の収集家としても活躍した。民族資料の収集にはとくに熱心であり、死後に3,166点におよぶコレクションを残した。

その後、このコレクションは数奇な運命をたどることになる。ブラウンの遺族は、ひとつのコレクションとしての展示と収蔵を条件に、シドニーのオーストラリア博物館と売却交渉をするが不成功に終わる。1921年に、ブラウンの生まれ故郷であるイングランド北部のバーナード・キャスルにあるボウズ博物館へ買い取られるが、コレクションの維持・管理が困難となり、1954年にニューキャスル・アポン・タインにあるキングズ・カレッジ（現在はニューキャスル大学に所属）に転売された。さらに1974年には、ニューキャスル大学付属のハンコック博物館に移管され、コレクションの一部が展示された。

ところが、ハンコック博物館でも3,000点を超すコレクションを維持・管理することが困難となり、1980年代中頃にオークションにかけられることとなった。その背景には、当時の英国におけるサッチャー政権による大学予算の大幅な削減があった。ニューキャスル大学の学長は、研究資金の確保に奔走するうちに、ジョージ・ブラウン・コレクションの経済的価値に注目し、理事会に諮って、コレクション売却を決定した。すでに南太平洋の民族資料（とくに、ニューアイルランド島のマランガンなど）は、国際的なアート・マーケットで貴重な「未開美術品」として評価されており、オークションではかなりの高額で売買がなされていた。ひとつのコレクションとしての一括売却が条件付けられていたため、欧米の博物館やこれらの民族資料の収集地にあたるオセアニア地域の博物館はどこも購入できないまま、国立民族学博物館による購入が決定された。そのさいに、英国の博物館関係者や研究者によって、このコレクション

を国外へ売却することへの反対運動が起こされた。それは、このジョージ・ブラウン・コレクションの文化的・学術的価値の高さを証明したことにもなる。幸いにして、法的手続きをふまえ、1986年にこのコレクションは国立民族学博物館の所蔵資料となった。

石森は、国立民族学博物館がこのジョージ・ブラウン・コレクションを購入するさいに、標本資料収集委員会委員を務めており、特命を受けて英国に出張し、ニューキャッスル大学などとの交渉にあたった。林は1997年と1998年に、オーストラリアおよび英国の博物館や図書館で、ジョージ・ブラウン・コレクションに関連するデータの収集を行った経験を持っている。

このような経緯をふまえて、石森と林を中心として、1999年に国立民族学博物館の企画展「南太平洋の文化遺産：ジョージ・ブラウン・コレクション」が開催されることとなった。そしてこの企画展の開催に向けて、1998年度には共同研究「ジョージ・ブラウン・コレクションの研究」が石森を代表者として立ち上げられた。本報告書は、この研究会の成果をまとめたものである。上記の企画展にあわせて、図録『南太平洋の文化遺産：国立民族学博物館ジョージ・ブラウン・コレクション』がすでに刊行されているので、それとあわせてお読みいただくと幸いである。

本報告書のとりまとめにあたって、論文を寄せていただいた宇治谷 恵、小林茂樹、白川千尋、関根久雄、野林厚志、橋本和也、ピーター・マシウスの各氏に深甚なる謝意を表しておきたい。また、民博収蔵庫におけるジョージ・ブラウン・コレクションの資料調査に際しては、民博情報管理施設のスタッフの方々にも全面的なご協力をいただいた。とりわけ、同コレクションのデータベース化の作業では、中村ひさ子さんの熱意と忍耐があっはじめて完成できたことを特筆しておきたい。さらに、本報告書の編集・出版にあたっては、今田好子さんに全面的にお世話になった。ここに記して、お礼を申し上げる次第である。